



発行 新潟県

第2号

令和3年1月8日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 1 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(基幹病院整備室)
- 2 新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則(創業・経営支援課)

訓 令

- 1 新潟県事務決裁規程の一部改正(行政改革課)
- 2 新潟県財務規則第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(税務課)
- 3 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程による帳簿その他の書類の様式の一部改正(港湾振興課)
- 4 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局管理課)

告 示

- 8 災害救助法による救助の実施(防災企画課)
- 9 新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関の名称、位置及び事務取扱範囲の全部改正(基幹病院整備室)
- 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 12 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 13 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 14 保安林の指定解除予定(治山課)
- 15 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 16 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 17 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 18 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 19 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 20 新潟県流域下水道事業出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲の全部改正(下水道課)
- 21 新潟県新潟東港臨海用地造成事業出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲の全部改正(港湾振興課)
- 22 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正(出納局管理課)

公 告

大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)

病院局訓令

- 1 新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正(病院局経営企画課)

病院局告示

- 1 新潟県病院局出納取扱金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正(病院局経営企画課)
- 2 地方公営企業法に基づく金融機関の指定の一部改正(病院局経営企画課)
- 3 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正(病院局業務課)

病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

企業局管理規程

- 1 新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程(企業局総務課)

企業局告示

- 1 新潟県企業局の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の各事業会計別指定の一部改正
(企業局総務課)

規 則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の項及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の項及び別表の号の細目（以下「移動後別表項等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の項及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の項及び別表の号の細目（以下「移動別表項等」という。）が存在する場合には当該移動別表項等を当該移動後別表項等とし、移動後別表項等に対応する移動別表項等が存在しない場合には当該移動後別表項等（以下「追加別表項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項及び別表の号の細目の表示並びに追加別表項等を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係） 1～5 （略） 6 文書料 (1) 診断書及び証明書 ア 普通のもの 1件につき <u>2,200円</u> イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき <u>4,400円</u> ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの) 1件につき <u>7,700円</u> (2) 死亡診断書及び死体検案書 ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)に定めるもの等一般的なもの) 1件につき <u>3,850円</u> イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>6,600円</u> (3)～(5) (略) 7・8 (略) 9 健康診断料 (1)・(2) (略) (3) 特殊健康診断料 ア～ウ (略) <u>エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき 9,900円</u> オ (略) (4) (略) 10～39 (略) 40 <u>郵送料</u> <u>患者等への処方箋及び薬剤の郵送に要した費用に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)</u> 備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療そ</p>	<p>別表（第2条関係） 1～5 （略） 6 文書料 (1) 診断書及び証明書 ア 普通のもの 1件につき <u>1,650円</u> イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき <u>3,850円</u> ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの) 1件につき <u>5,500円</u> (2) 死亡診断書及び死体検案書 ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)に定めるもの等一般的なもの) 1件につき <u>3,300円</u> イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>5,500円</u> (3)～(5) (略) 7・8 (略) 9 健康診断料 (1)・(2) (略) (3) 特殊健康診断料 ア～ウ (略) <u>エ (略)</u> (4) (略) 10～39 (略) 備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療そ</p>

の他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
9の項第3号	(略)	
	3,850円	3,500円
	9,900円	9,000円
	(略)	
(略)		

の他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
9の項第3号	(略)	
	3,850円	3,500円
	(略)	
(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表(6の項に係る部分を除く。)の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表(6の項に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日以後の交付の求めに係る料金について適用し、同日前の交付の求めに係る料金については、なお従前の例による。

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表備考の号の表示に下線が引かれた別表備考の号（以下「削除別表備考」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表備考の号の表示及び削除別表備考を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後								改正前							
別表第1（第3条、第10条関係）								別表第1（第3条、第10条関係）							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.35パーセント	(略)			1	(略)			0.45パーセント	(略)		
								1	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ資金	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業等経営強化法第16条第1項に規定する中小企業者	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内	3年以内	整備資金の100分の90以内
2	(略)			0.35パーセント	(略)			2	(略)			0.45パーセント	(略)		

2 の 2	(略)	総合効率化計画 認定グループ事 業を行う流通業 務の総合化及び 効率化の促進に 関する法律（平 成17年法律第85 号。以下「流通 業務総合効率化 法」という。）第 2条第17号に規 定する中小企業 者	(略)	0.35パ ーセン ト	(略)
3	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)
(略)					
5	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)
(略)					
7	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)
8	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)
9	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)
10	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)

2 の 2	(略)	総合効率化計画 認定グループ事 業を行う流通業 務の総合化及び 効率化の促進に 関する法律（平 成17年法律第85 号。以下「流通 業務総合効率化 法」という。）第 2条第16号に規 定する中小企業 者	(略)	0.45パ ーセン ト	(略)
3	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)
(略)					
5	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)
(略)					
7	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)
8	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)
9	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)
10	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)

(略)		
13	(略)	0.35パーセント (略)
14	(略)	0.35パーセント (略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2)～(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
20	(略)
21	(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

(略)		
13	(略)	0.45パーセント (略)
14	(略)	0.45パーセント (略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(1)の2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業 政令第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち、省令第26条第2項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2)～(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
20	別表第1備考第3号から第7号まで、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第7条第3項に規定する認定計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
21	(略)
22	(略)

訓令

◎新潟県訓令第1号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略） 水産課		別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略） 水産課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) (略)	(1)・(2) (略)	(1) (略)	(1)・(2) (略)
(2) 水産業協同組合法第64条（同法第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可をすること。	(3) <u>削除</u>	(2) 水産業協同組合法第64条（同法第86条第3項、第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可をすること。	(3) <u>水産業協同組合法第126条の規定により、専用契約を取り消すこと。</u>
(3) 水産業協同組合法第68条第2項（同法第96条第5項において準用する場合を含む。）及び同法第91条第2項の規定により、解散決議の認可をすること。	(4) 漁業法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は <u>漁具等</u> の標識の設置を命ずること。	(3) 水産業協同組合法第68条第2項（同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）及び同法第91条第2項の規定により、解散決議の認可をすること。	(4) 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は <u>漁具</u> の標識の設置を命ずること。
(4) 水産業協同組合法第69条第2項（同法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併を認可すること。	(5)～(16) (略)	(4) 水産業協同組合法第69条第2項（同法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併を認可すること。	(5)～(16) (略)
(5) 漁業法（昭和24年	(17) <u>新潟県漁業調整規則第22条第1項若しくは第23条第1項の規定により、漁業の許可の取消し等</u> をすること（ <u>漁業法第60条第5項第5号の内水面に係るものに限る。</u> ）。	(4) 水産業協同組合法第69条第2項（同法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、合併を認可すること。	(17) <u>新潟県内水面漁業調整規則（昭和47年新潟県規則第93号）第23条第1項又は第25条第1項若しくは第2項の規定により、漁業の許可の取消し等</u> をすること。
	(18) <u>新潟県漁業調整規則第33条第13項において準用する第22条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の規定により、採捕の許可の取消し等</u>	(5) 漁業法（昭和24年	(18) <u>新潟県内水面漁業調整規則第41条第1項又は第43条第1項若しくは第2項の規定により、採捕の許可の取消し等</u> をすること。

法律第267号) 第14条第4項(同条第10項において準用する場合を含む。)、同法第16条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)、同法第57条第5項、同法第58条において準用する第42条第3項及び第46条第2項、同法第58条において読み替えて準用する第42条第5項、同法第64条第1項(同条第8項及び第67条第2項において準用する場合を含む。)、同法第64条第4項(同条第8項及び第67条第2項において準用する場合を含む。)、同法第70条(同法第76条第3項において準用する場合を含む。)、同法第72条第7項、同法第78条第3項、同法第79条第3項、同法第80条第2項、同法第86条第2項(同法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、同法第88条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)、同法第91条第3項(同法第88条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、同法第109条第3項、同法第111条第4項、同法第119条第8項、同法第165条第2項及び第5項並びに同法第170条第4項の規定によ

をすること。

法律第267号) 第8条第6項の規定により、漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可をすること。

- り、意見を聴くこと。
- (6) 漁業法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、休業中又は行使を停止された期間中の漁業許可をすること。
- (7) 漁業法第106条第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可をすること。
- (8) 漁業法第161条の規定により、土地の使用等の許可をすること。
- (9) 漁業法第162条又は第163条の規定により、立入等の許可をすること。
- (10) 漁業法第165条第1項の規定により、使用権の認可をし、及び同条第4項の規定により、土地の形質の変更等の許可をすること。
- (11) 漁業法第170条第1項の規定により、遊漁規則の認可をし、及び同条第3項の規定により、遊漁規則の変更の認可をすること。
- (12) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第7項及び第18条第3項（同法第19条第2項及び第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、意見を聴くこと。
- (13) 水産資源保護法第18条第1項の規定により、保護水面を指定すること。

- (6) 漁業法第11条、第27条、第34条及び第65条の規定により、意見を聴くこと。
- (7) 漁業法第36条の規定により、休業中の漁業許可をすること。
- (8) 漁業法第120条の規定により、土地の使用等の許可をすること。
- (9) 漁業法第121条又は第122条の規定により、立入等の許可をすること。
- (10) 漁業法第124条第1項の規定により、使用権の認可をし、及び同条第4項の規定により、土地の形質の変更等の許可をすること。
- (11) 漁業法第129条の規定により、遊漁規則の認可をすること。
- (12) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第8項及び第15条第3項（同法第15条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により、意見を聴くこと。
- (13) 水産資源保護法第15条第1項の規定により、保護水面を指定すること。

(14) 水産資源保護法第19条第1項の規定により、保護水面の区域を変更し、又は指定を解除すること。

(15) 新潟県漁業調整規則(令和2年新潟県規則第59号)第11条第7項及び第33条第5項の規定により、意見を聴くこと。

(16) 新潟県漁業調整規則第42条第1項の規定により、岩礁破碎等の許可をすること。

(略)

(略)

別表第5(第14条の2関係)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項

(1)~(5)の4 (略)

(5)の5 水産業協同組合法第48条第2項(同法第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可をすること。

(5)の6 水産業協同組合法第48条第4項(同法第96条第3項において準用する場合を含む。)又は同法第84条の7第2項の規定による定款の変更の届出を受理すること。

(5)の7 (略)

(5)の8 水産業協同組合法第68条第6項(同法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は同法第85条の4第2項の規定による解散の届出を受理すること。

(5)の9 水産業協同組合法第85条の2第4項の規定による成立の届出を受理すること。

(5)の10 水産業協同組合法第85条の5第3項の規定による合併の届出を受理すること。

(5)の11 水産業協同組合法第86条の9の規定による組織変更の届出を受理すること。

(5)の12 (略)

(5)の13 (略)

(5)の14 (略)

(6) 漁業法第57条第1項の規定による農林水産省令で定める漁業(小型機船底びき網漁業のうち

(14) 水産資源保護法第15条の2第1項の規定により、保護水面の区域を変更し、又は指定を解除すること。

(15) 新潟県漁業調整規則(昭和39年新潟県規則第67号)第9条、第25条、第26条及び第28条の規定により、意見をきくこと。

(16) 新潟県漁業調整規則第43条第1項の規定により、岩礁破碎等の許可をすること。

(略)

(略)

別表第5(第14条の2関係)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項

(1)~(5)の4 (略)

(5)の5 水産業協同組合法第48条第2項(同法第86条第2項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可をすること。

(5)の6 水産業協同組合法第48条第4項(同法第86条第2項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の届出を受理すること。

(5)の7 (略)

(5)の8 水産業協同組合法第68条第5項(同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出を受理すること。

(5)の9 (略)

(5)の10 (略)

(5)の11 (略)

(5)の12 (略)

(5)の13 (略)

(5)の14 (略)

(5)の9 (略)

(5)の10 (略)

(5)の11 (略)

(6) 漁業法第66条第1項の規定による漁業(小型機船底びき網漁業のうち新潟県漁業調整規則第

機船手繰網漁業、手びき網漁業及び板びき網漁業を除く。第13号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること(同法第60条第5項第2号に規定する海面に係るものに限る。)

(6)の2 漁業法第57条第1項の規定による農林水産省令で定める漁業の許可をすること(同法第60条第5項第5号に規定する内水面に係るものに限る。第20号から第23号までにおいて同じ。)

(7)～(11) (略)

(12) 新潟県漁業調整規則第4条第1項の規定による漁業(同項第5号(こぎ刺し網及びまき刺し網を除く。))及び第8号に掲げる漁業を除く。次号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること。

(13) 新潟県漁業調整規則第6条の規定による起業の認可をすること。

(14) 新潟県漁業調整規則第13条第1項又は第2項(これらの規定を同規則第33条第13項において準用する場合を含む。)の規定により、許可等の条件を付けること。

(15) (略)

(16) 新潟県漁業調整規則第24条の規定により、許可証を交付すること。

(17) 新潟県漁業調整規則第29条(同規則第33条第13項において準用する場合を含む。)の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。

(18) 新潟県漁業調整規則第33条第1項の規定による水産動植物の採捕の許可をすること。

(19) 新潟県漁業調整規則第33条第9項の規定により、許可証を交付すること。

(20) 新潟県漁業調整規則第44条第1項の規定による水産動植物の採捕を許可すること。

6条の表に規定する機船手繰網漁業、手びき網漁業及び板びき網漁業を除く。第13号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること(同法第84条第1項に規定する海面に係るものに限る。)

(6)の2 漁業法第66条第1項の規定による漁業の許可をすること(同法第8条第3項に規定する内水面に係るものに限る。)

(7)～(11) (略)

(12) 新潟県漁業調整規則第7条の規定による漁業(同条第5号(こぎ刺し網及びまき刺し網を除く。))及び第8号に掲げる漁業の方法による漁業を除く。次号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること。

(13) 新潟県漁業調整規則第10条の規定により、許可証を交付すること。

(14) 新潟県漁業調整規則第14条の規定により、制限又は条件を付けること。

(15) (略)

(16) 新潟県漁業調整規則第19条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。

(17) 新潟県漁業調整規則第21条の規定による起業の認可をすること。

(17)の2 新潟県内水面漁業調整規則第9条の規定により、許可証を交付すること。

(17)の3 新潟県内水面漁業調整規則第13条の規定により、制限又は条件を付けること。

(17)の4 新潟県内水面漁業調整規則第15条第1項の規定による変更の許可をすること。

(17)の5 新潟県内水面漁業調整規則第18条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。

(18) 新潟県内水面漁業調整規則第27条の規定による水産動植物の採捕の許可をすること。

(19) 新潟県内水面漁業調整規則第30条の規定により、許可証を交付すること。

(20) 新潟県内水面漁業調整規則第33条の規定により、制限又は条件を付けること。

(21) 新潟県内水面漁業調整規則第35条第1項の規定による変更の許可をすること。

(22) 新潟県内水面漁業調整規則第38条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。

(23) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第1項の規定による水産動植物の採捕を許可すること。

<p>(21) <u>新潟県漁業調整規則第44条第3項</u> (同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、許可証を<u>交付し、又は書き換えて交付すること。</u></p> <p>(22) <u>新潟県漁業調整規則第44条第4項</u> (同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、<u>許可の条件を付けること。</u></p> <p>(23) <u>新潟県漁業調整規則第44条第6項</u>の規定による許可証に記載された事項の変更の許可をすること。</p> <p>(略)</p>	<p>(24) <u>新潟県内水面漁業調整規則第54条第3項</u> (同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、許可証を交付すること。</p> <p>(25) <u>新潟県内水面漁業調整規則第54条第4項</u> (同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、<u>制限又は条件を付けること。</u></p> <p>(26) <u>新潟県内水面漁業調整規則第54条第7項</u>の規定による許可証に記載された事項の変更の許可をすること。</p> <p>(略)</p>
--	---

◎新潟県訓令第2号

総務管理部
出納局
地域振興局

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成7年3月新潟県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
<p>第17号様式 (第142条関係)</p> <p style="text-align: center;">支払案内書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td style="padding: 2px;"><u>第四北越銀行</u>の本店又は支店 (<u>第四北越銀行</u>県庁支店扱)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;">支払を受ける場合の注意事項</p> <p>受取場所：<u>第四北越銀行</u>の本店又は支店</p> <p>(略)</p> <p>第21号様式 (第143条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">支払案内書亡失(損傷)届</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td style="padding: 2px;"><u>第四北越銀行</u>県庁支店 ㊦</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">注 1 (略)</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 本書による支払は、<u>第四北越銀行</u>の本・支店でお受け取りください。</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3～5 (略)</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	<u>第四北越銀行</u> の本店又は支店 (<u>第四北越銀行</u> 県庁支店扱)	支払案内書亡失(損傷)届	(略)	(略)	<u>第四北越銀行</u> 県庁支店 ㊦	(略)	(略)	注 1 (略)	(略)	2 本書による支払は、 <u>第四北越銀行</u> の本・支店でお受け取りください。	(略)	3～5 (略)	(略)	<p>第17号様式 (第142条関係)</p> <p style="text-align: center;">支払案内書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td style="padding: 2px;"><u>第四銀行及び北越銀行</u>の本店又は支店 (<u>第四銀行</u>県庁支店扱)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;">支払を受ける場合の注意事項</p> <p>受取場所：<u>第四銀行及び北越銀行</u>の本店又は支店</p> <p>(略)</p> <p>第21号様式 (第143条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">支払案内書亡失(損傷)届</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td style="padding: 2px;"><u>第四銀行</u>県庁支店 ㊦</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">注 1 (略)</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 本書による支払は、<u>第四銀行又は北越銀行</u>の本・支店でお受け取りください。</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3～5 (略)</td> <td style="padding: 2px;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	<u>第四銀行及び北越銀行</u> の本店又は支店 (<u>第四銀行</u> 県庁支店扱)	支払案内書亡失(損傷)届	(略)	(略)	<u>第四銀行</u> 県庁支店 ㊦	(略)	(略)	注 1 (略)	(略)	2 本書による支払は、 <u>第四銀行又は北越銀行</u> の本・支店でお受け取りください。	(略)	3～5 (略)	(略)
(略)	<u>第四北越銀行</u> の本店又は支店 (<u>第四北越銀行</u> 県庁支店扱)																												
支払案内書亡失(損傷)届	(略)																												
(略)	<u>第四北越銀行</u> 県庁支店 ㊦																												
(略)	(略)																												
注 1 (略)	(略)																												
2 本書による支払は、 <u>第四北越銀行</u> の本・支店でお受け取りください。	(略)																												
3～5 (略)	(略)																												
(略)	<u>第四銀行及び北越銀行</u> の本店又は支店 (<u>第四銀行</u> 県庁支店扱)																												
支払案内書亡失(損傷)届	(略)																												
(略)	<u>第四銀行</u> 県庁支店 ㊦																												
(略)	(略)																												
注 1 (略)	(略)																												
2 本書による支払は、 <u>第四銀行又は北越銀行</u> の本・支店でお受け取りください。	(略)																												
3～5 (略)	(略)																												

◎新潟県訓令第3号

交通政策局
新潟地域振興局新潟港湾事務所
出納局

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）による帳簿その他の書類の様式（昭和57年4月新潟県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前								
<p>第3号様式（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">支払伝票（出納票）</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(略)</td> <td style="width: 20%;"> <p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>第四北越銀行</u></p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">支払伝票（内訳票）</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(略)</td> <td style="width: 20%;"> <p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>第四北越銀行</u></p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	<p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>第四北越銀行</u></p>	(略)	<p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>第四北越銀行</u></p>	<p>第3号様式（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">支払伝票（出納票）</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(略)</td> <td style="width: 20%;"> <p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>北越銀行</u> <u>第四銀行</u></p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">支払伝票（内訳票）</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(略)</td> <td style="width: 20%;"> <p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>北越銀行</u> <u>第四銀行</u></p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	<p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>北越銀行</u> <u>第四銀行</u></p>	(略)	<p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>北越銀行</u> <u>第四銀行</u></p>
(略)	<p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>第四北越銀行</u></p>								
(略)	<p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>第四北越銀行</u></p>								
(略)	<p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>北越銀行</u> <u>第四銀行</u></p>								
(略)	<p style="text-align: center;">細節</p> <p style="text-align: center;"><u>北越銀行</u> <u>第四銀行</u></p>								

◎新潟県訓令第4号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成5年3月新潟県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前						
<p>第96号様式 (第142条関係) 支払案内書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 80%; text-align: center;"> <u>第四北越銀行</u>の本店又は支店で現金をお受け取りください。 </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;">支払を受ける場合の注意事項</p> <p>1 「支払方法」が“回金払”の時 この支払案内書の表面の領収欄に署名(法人にあつては、記名)押印のうえ、<u>第四北越銀行</u>の本店又は支店へ提示し、現金をお受け取りください。 なお、領収にあたっては、次の事項に注意してください。 (1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	(略)	<u>第四北越銀行</u> の本店又は支店で現金をお受け取りください。		<p>第96号様式 (第142条関係) 支払案内書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 80%; text-align: center;"> <u>第四銀行及び北越銀行</u>の本店又は支店で現金をお受け取りください。 </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;">支払を受ける場合の注意事項</p> <p>1 「支払方法」が“回金払”の時 この支払案内書の表面の領収欄に署名(法人にあつては、記名)押印のうえ、<u>第四銀行及び北越銀行</u>の本店又は支店へ提示し、現金をお受け取りください。 なお、領収にあたっては、次の事項に注意してください。 (1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	(略)	<u>第四銀行及び北越銀行</u> の本店又は支店で現金をお受け取りください。	
(略)	<u>第四北越銀行</u> の本店又は支店で現金をお受け取りください。						
(略)	<u>第四銀行及び北越銀行</u> の本店又は支店で現金をお受け取りください。						

告 示

◎新潟県告示第8号

令和2年12月16日からの大雪による災害により、高速道路上の多数の車両の運転者等が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたことに関し、12月17日から南魚沼市及び湯沢町の区域において災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施する。

また、同法第13条第1項の規定により、同法第7条から第10条までに規定する事務を、南魚沼市長及び湯沢町長が行うこととする。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第9号

新潟県基幹病院事業財務規則(平成21年新潟県規則第56号)第3条の規定により、新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲(平成22年1月新潟県告示第48号)の全部を次のよう改正し令和3年1月1日から実施した。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗

名称	位置
第四北越銀行県庁支店	新潟市

◎新潟県告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護だいにち	上越市大字大日34番地5	精神通院医療	令和3年1月1日
クスリのアオキ富塚薬局	新発田市富塚町2丁目4番31号	精神通院医療	令和3年1月1日

◎新潟県告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
燕三条調剤薬局	燕市井土巻4丁目280番	精神通院医療	令和3年1月1日
ウエルシア薬局新潟水原店	阿賀野市中島町1258-7	精神通院医療	令和3年1月1日
安江調剤薬局	上越市安江1丁目2-19	精神通院医療	令和3年1月1日
訪問看護ステーション中条愛広苑	胎内市十二天91番地	精神通院医療	令和3年1月1日
能生国民健康保険診療所	糸魚川市大字大沢401-2	精神通院医療	令和3年1月1日

◎新潟県告示第12号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15005	登録年月日	平成24年8月24日					
登録検査機関の名称	株式会社 せいだ							
代表者氏名	代表取締役 清田 雅人							
主たる事務所の所在地	新潟県新発田市大伝540番地の1							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	赤澤 広和	新潟県新発田市加治万代 198	玄米	K1515083				
	中山 仁	新潟県新発田市佐々木 451	玄米	K1521038				
	大野 勝俊	新潟県新潟市北区高森新田34-2	玄米	K152020003				
備考	略称『(株)せいだ』 令和3年1月8日 農産物検査員1名の新規登録。							

◎新潟県告示第13号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	神田 美穂	新潟県新発田市新富町3-2-13	もみ、玄米、大麦、大豆	K1516013				
	石田 綾	新潟県村上市牛屋787	もみ、玄米	K1530020				
備考	略称『新潟県検査協会』 令和3年1月8日 農産物検査員1名の氏名・住所変更、1名の登録抹消。検査員合計721名。							

◎新潟県告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

- 解除予定保安林の所在場所
新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙849の1・乙850の4（以上2筆国有林）、乙850の1、乙850の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役

員が退任した旨の届出があった。

令和3年1月8日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

理事 新潟市南区松橋23番地 田村 兵一
退任年月日 令和2年8月31日

◎新潟県告示第16号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、燕市の須頃郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年1月8日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事	三条市下須頃90番地	長谷川 富一 (理事長)
〃	燕市井土巻210番地	遠藤 順一
〃	〃 小高356番地	柳原 芳男
〃	三条市上須頃978番地	酒井 行夫
〃	〃 上須頃938番地	熊谷 靖孝
〃	〃 上須頃2492番地	宮原 浩一
〃	〃 下須頃1194番地	平松 謁真
〃	燕市井土巻492番地	土田 勝
〃	〃 佐渡58番地	山内 義則
監事	燕市佐渡84番地	江村 穰
〃	三条市上須頃866番地	堀川 保
〃	新潟市西蒲区巻甲2191番地	真島 康史

就任年月日 令和2年12月1日

2 退任

理事	三条市下須頃90番地	長谷川 富一 (理事長)
〃	燕市井土巻210番地	遠藤 順一
〃	三条市上須頃1003番地	丸山 角治
〃	〃 上須頃938番地	熊谷 靖孝
〃	〃 上須頃2492番地	宮原 浩一
〃	〃 下須頃925番地	葦沢 康雄
〃	燕市井土巻404番地	吉田 久雄
〃	〃 小高356番地	柳原 芳男
〃	〃 佐渡58番地	山内 義則
監事	三条市上須頃121番地	小林 賢
〃	燕市佐渡84番地	江村 穰

退任年月日 令和2年11月30日

◎新潟県告示第17号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区の定款の変更を令和2年9月17日認可した。

令和3年1月8日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第18号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区の定款の変更を令和2年12月15日認可した。

令和3年1月8日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営大和川地区区画整理・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月8日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年1月12日から令和3年2月8日まで
- 3 縦覧に供する場所
糸魚川市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第20号

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）第6条の規定により、新潟県流域下水道事業出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲（令和2年3月新潟県告示第371号）の全部を次のよう改正し令和3年1月1日から実施した。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗

名称	位置
第四北越銀行県庁支店	新潟市

◎新潟県告示第21号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定に基づき新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計に係る公金の出納事務の一部を取り扱う出納取扱金融機関の名称、位置及び取扱事務の範囲（昭和58年4月新潟県告示第1228号）の全部を次のように改正し、令和3年1月1日から実施した。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗

名称	位置
第四北越銀行県庁支店	新潟市

◎新潟県告示第22号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和3年1月1日から実施した。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
1 新潟県指定金融機関		1 新潟県指定金融機関	
(1) 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗		(1) 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗	
名称	位置	名称	位置
<u>第四北越銀行</u> 県庁支店	新潟市	<u>第四銀行</u> 県庁支店	新潟市
(2) 公金の収納の事務を取り扱う店舗		(2) 公金の収納の事務を取り扱う店舗	
名称	主たる事務所の位置	名称	主たる事務所の位置
<u>第四北越銀行</u> の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）	新潟市	<u>第四銀行</u> の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）	新潟市
2 新潟県指定代理金融機関		2 新潟県指定代理金融機関	
公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗		(1) 公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗	
名称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	名称	主たる事務所の位置又は店舗の位置
大光銀行 新潟支店	新潟市	北越銀行 新潟県庁支店	新潟市
		大光銀行 新潟支店	//
		(2) 公金の収納の事務を取り扱う店舗	
		名称	主たる事務所の位置又は店舗の位置
		北越銀行の全店舗（前記(1)の店舗を除く。）	長岡市

<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新井信用金庫の全店舗</td> <td>妙高市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)	(略)	新井信用金庫の全店舗	妙高市	(略)	(略)	<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新井信用金庫の全店舗</td> <td>妙高市</td> </tr> <tr> <td>商工組合中央金庫 新潟支店</td> <td>新潟市</td> </tr> <tr> <td>〃 長岡支店</td> <td>長岡市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)	(略)	新井信用金庫の全店舗	妙高市	商工組合中央金庫 新潟支店	新潟市	〃 長岡支店	長岡市	(略)	(略)
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																				
(略)	(略)																				
新井信用金庫の全店舗	妙高市																				
(略)	(略)																				
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																				
(略)	(略)																				
新井信用金庫の全店舗	妙高市																				
商工組合中央金庫 新潟支店	新潟市																				
〃 長岡支店	長岡市																				
(略)	(略)																				

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 原信川窪店
 所在地 南魚沼市川窪字窪1141番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社原信
 - 法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦
 - 住所 長岡市中興野18番地2
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社原信
 - 法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦
 - 住所 長岡市中興野18番地2
 - ・他3者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 令和3年8月24日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
 計3,749平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計185台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計50台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計126.0平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計24.19立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・株式会社原信
午前7時00分から午後12時00分
 - ・株式会社星光堂薬局
午前9時00分から午後12時00分
 - ・株式会社セリア 他1者
午前9時00分から午後10時00分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- ・荷さばき施設1
午前4時00分から午後10時00分
 - ・荷さばき施設2、3、4
午前6時00分から午後10時00分
- 7 届出年月日
令和2年12月23日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、南魚沼市産業振興部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和3年1月8日から令和3年5月8日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局訓令

◎新潟県病院局訓令第1号

新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式（昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和3年1月1日から実施する。

令和3年1月8日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

第20号様式の1、第20号様式の2、第22号様式、第22号様式の2、第24号様式、第24号様式の2、第38号様式及び第59号様式を次のように改める。

(その1)

第20号様式の1（第28条関係）

納付書

(新潟県病院事業会計)

〒	様
---	---

お支払い場所
新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関

第四北越銀行県内全店舗、
大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

新潟県立 病院

出納取扱金融機関

第四北越銀行県庁支店

年度		番号	
金額			
摘要			
納期限	年 月 日		

	領収日付印
--	-------

本書のとおり納付します。

新潟県立 病院

出納取扱金融機関が保管

(その2)

納入通知書

(領収証書)

〒 _____	様
------------	---

年度		番号	
金額			
摘要			
納期限	年 月 日		

新潟県立 病院長 印

(新潟県病院事業会計)

お支払い場所
新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関

第四北越銀行県内全店舗、
大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

新潟県立 病院

本書のとおり納入してください。

年 月 日

領収日付印
納付人に交付

(その1)

第20号様式の2 (第62条関係)

返納金納付書

(新潟県病院事業会計)

〒 _____	様
------------	---

年度		番号	
金額			
摘要			
納期限	年 月 日		

本書のとおり返納します。

新潟県立 病院

お支払い場所
新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関

第四北越銀行県内全店舗、
大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

新潟県立 病院

出納取扱金融機関

第四北越銀行県庁支店

	領収日付印
--	-------

出納取扱金融機関が保管

(その2)

返納通知書

(領収証書)

(新潟県病院事業会計)

〒	様
---	---

お支払い場所
新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関
第四北越銀行県内全店舗、
大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

新潟県立 病院

本書のとおり納入してください。

年 月 日

年 度		番 号	
金 額			
摘 要			
納期限	年 月 日		

領収日付印

新潟県立 病院長 印

納付人に交付

第22号様式(第28条関係)

入院診療費納入通知書

(領収証書)

(新潟県病院事業会計)

番 号	〒 -	様
年 度		
金 額	円	
摘 要	年 月分入院診療費	
納期限	年 月 日	

お支払い場所
新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関
第四北越銀行県内全店舗、
大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

本書のとおり納入してください。

年 月 日

領収日付印

新潟県立 病院長

納付人に交付

第22号様式の2 (第28条関係)

納 付 書 (新潟県病院事業会計)

番 号	〒 -
年 度	
金 額	円
摘 要	年 月分入院診療費
納期限	年 月 日

お支払い場所
新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された
金融機関

出納取扱金融機関
第四北越銀行県庁支店

(納入通知書発行年月日 年 月 日)

様

本書のとおり納付します。

新潟県立 病院

	領収日付印
--	-------

出納取扱金融機関が保管

第24号様式(第28条関係)

外来診療費納入通知書 (新潟県病院事業会計)
(領収証書)

番号	〒 ー
年度	様
金額	円
摘要	年 月分外来診療費
納期限	年 月 日

新潟県立 病院長
次のいずれかでお支払いください。
・当院の医事窓口
・新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関

〔 第四北越銀行県内全店舗、
大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗 〕

本書のとおり納入してください。

年 月 日

新潟県立 病院長

領収日付印

納付人に交付

請求 内訳	診療年月日	診療費	文書料	その他	合計	領収済額	発行日	請求番号	備考

前回までの残高
円

診療費の請求について(お願い)

- ・過日当院にて受診された際の診療費につきまして、上記のとおり請求いたします。
- ・今回お支払いいただくものは、

※前回までの残高は、今回の請求額には含まれておりません。

- ① 診療費が未納になっているもの
- ② 当院の計算誤りにより、追加負担をお願いするもの。
()
- ③ その他 () によるものです。

特に②につきましては、当院の不幸際でご迷惑をおかけすることになり深くお詫びいたします。

・ご不明な点は、ご遠慮なく当院医事担当へおたずねください。

一本状と行違いでお支払い済みの場合はご了承ください。-

第24号様式の2 (第28条関係)

納付書 (新潟県病院事業会計)

番号	〒 _____		
年度	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
金額	_____ 円		
摘要	_____ 年 _____ 月分外来診療費		
納期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日		

お支払い場所
新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された
金融機関

出納取扱金融機関
第四北越銀行県庁支店

(納入通知書発行年月日 年 月 日)

	領収日付印
--	-------

本書のとおり納付します。
新潟県立 _____ 病院

出納取扱金融機関が保管

(その1)

第38号様式 (第45条関係)

納付書

(新潟県病院事業会計)

〒 _____	様
---------	---

お支払い場所
新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された
金融機関

- [第四北越銀行県内全店舗、
- 大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
- 上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

新潟県立 _____ 病院
出納取扱金融機関
第四北越銀行県庁支店

	領収日付印
--	-------

本書のとおり納付します。
新潟県立 _____ 病院

出納取扱金融機関が保管

(その2)

督促状

(新潟県病院事業会計)

〒	様
---	---

お支払い場所
新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された
金融機関

[第四北越銀行県内全店舗、
大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

年 度		番 号	
金 額			
摘 要			
納期限	年 月 日		

新潟県立 病院
本書のとおり納入してください。

年 月 日

この督促状の受取後に、すでに納付されている場合は行き違いになったと思われるのであしからず御承ください。

領収日付印

新潟県立 病院長 印

納付人に交付

第59号様式（第85条関係）

ファームバンキング支払依頼確認書

新潟県病院局出納取扱金融機関

銀行 支店 御中

新潟県病院局企業出納員 ㊞

下記の内訳のとおりデータ伝送したので確認願います。	支払指定日	令和 年 月 日
	データ伝送日	令和 年 月 日

金額 _____

施設名	件数	金額	施設名	件数	金額
委託者コード			委託者コード		
妙高			十日町		
中央			六日町		
松代			小出		
柿崎			精神医療センター		
津川			加茂		
がんセンター			吉田		
新発田			リウマチセンター		
坂町			局本庁		

病院局告示

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県病院局出納取扱金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和61年3月新潟県病院局告示第2号）の一部を次のとおり改正し、令和3年1月1日から実施する。

令和3年1月8日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																												
<p>1 新潟県病院局出納取扱金融機関 病院公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第四北越銀行県庁支店</td> <td style="text-align: center;">新潟市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	第四北越銀行県庁支店	新潟市	<p>1 新潟県病院局総括出納取扱金融機関 病院公金の収納及び支払の事務の総括を行う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第四銀行県庁支店</td> <td style="text-align: center;">新潟市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	第四銀行県庁支店	新潟市																				
名称	位置																												
第四北越銀行県庁支店	新潟市																												
名称	位置																												
第四銀行県庁支店	新潟市																												
<p>2 新潟県病院局収納取扱金融機関 (1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在する施設の企業出納員が行う現金払込等の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第四北越銀行高田営業部</td> <td style="text-align: center;">上越市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 松代支店</td> <td style="text-align: center;">十日町市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 十日町支店</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 長岡北支店</td> <td style="text-align: center;">長岡市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 加茂中央支店</td> <td style="text-align: center;">加茂市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 津川支店</td> <td style="text-align: center;">東蒲原郡阿賀町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 吉田中央支店</td> <td style="text-align: center;">燕市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 白山支店</td> <td style="text-align: center;">新潟市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 新発田支店</td> <td style="text-align: center;">新発田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 坂町支店</td> <td style="text-align: center;">村上市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	第四北越銀行高田営業部	上越市	" 松代支店	十日町市	" 十日町支店	"	" 長岡北支店	長岡市	" 加茂中央支店	加茂市	" 津川支店	東蒲原郡阿賀町	" 吉田中央支店	燕市	" 白山支店	新潟市	" 新発田支店	新発田市	" 坂町支店	村上市	<p>2 新潟県病院局出納取扱金融機関 病院公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第四銀行県庁支店</td> <td style="text-align: center;">新潟市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北越銀行新潟県庁支店</td> <td style="text-align: center;">新潟市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	第四銀行県庁支店	新潟市	北越銀行新潟県庁支店	新潟市
名称	位置																												
第四北越銀行高田営業部	上越市																												
" 松代支店	十日町市																												
" 十日町支店	"																												
" 長岡北支店	長岡市																												
" 加茂中央支店	加茂市																												
" 津川支店	東蒲原郡阿賀町																												
" 吉田中央支店	燕市																												
" 白山支店	新潟市																												
" 新発田支店	新発田市																												
" 坂町支店	村上市																												
名称	位置																												
第四銀行県庁支店	新潟市																												
北越銀行新潟県庁支店	新潟市																												
<p>3 新潟県病院局収納取扱金融機関 (1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在する施設の企業出納員が行う現金払込等の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第四銀行高田営業部</td> <td style="text-align: center;">上越市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 松代支店</td> <td style="text-align: center;">十日町市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 津川支店</td> <td style="text-align: center;">東蒲原郡阿賀町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 白山支店</td> <td style="text-align: center;">新潟市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 新発田支店</td> <td style="text-align: center;">新発田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 坂町支店</td> <td style="text-align: center;">村上市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	第四銀行高田営業部	上越市	" 松代支店	十日町市	" 津川支店	東蒲原郡阿賀町	" 白山支店	新潟市	" 新発田支店	新発田市	" 坂町支店	村上市	<p>3 新潟県病院局収納取扱金融機関 (1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在する施設の企業出納員が行う現金払込等の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第四銀行高田営業部</td> <td style="text-align: center;">上越市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 松代支店</td> <td style="text-align: center;">十日町市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 津川支店</td> <td style="text-align: center;">東蒲原郡阿賀町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 白山支店</td> <td style="text-align: center;">新潟市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 新発田支店</td> <td style="text-align: center;">新発田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 坂町支店</td> <td style="text-align: center;">村上市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	第四銀行高田営業部	上越市	" 松代支店	十日町市	" 津川支店	東蒲原郡阿賀町	" 白山支店	新潟市	" 新発田支店	新発田市	" 坂町支店	村上市
名称	位置																												
第四銀行高田営業部	上越市																												
" 松代支店	十日町市																												
" 津川支店	東蒲原郡阿賀町																												
" 白山支店	新潟市																												
" 新発田支店	新発田市																												
" 坂町支店	村上市																												
名称	位置																												
第四銀行高田営業部	上越市																												
" 松代支店	十日町市																												
" 津川支店	東蒲原郡阿賀町																												
" 白山支店	新潟市																												
" 新発田支店	新発田市																												
" 坂町支店	村上市																												

		北越銀行十日町支店 " 長岡北支店 " 加茂支店 " 吉田支店	十日町市 長岡市 加茂市 燕市
(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 病院公金の収納の事務を取り扱う店舗		(2) 病院公金の収納の事務を取り扱う店舗	
名称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	名称	主たる事務所の位置又は店舗の位置
第四北越銀行の新潟県内全店舗（県庁支店及び前記(1)の店舗を除く。）	新潟市	第四銀行の新潟県内全店舗（県庁支店及び前記(1)の店舗を除く。）	新潟市
(略)	(略)	北越銀行の新潟県内全店舗（新潟県庁支店及び前記(1)の店舗を除く。）	長岡市
(略)	(略)	(略)	(略)

◎新潟県病院局告示第2号

地方公営企業法に基づく金融機関の指定（昭和52年3月新潟県病院局告示第3号）の一部を次のとおり改正し、令和3年1月1日から実施する。

令和3年1月8日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条第1項ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定により、新潟県病院局の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり定め、昭和52年4月1日から実施する。</p> <p>なお、地方公営企業法による金融機関の指定（昭和39年3月新潟県病院局告示第3号）の告示は廃止する。</p> <p><u>株式会社第四北越銀行</u></p> <p>株式会社大光銀行 新井信用金庫 上越信用金庫 新潟県労働金庫</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条第1項ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定により、新潟県病院局の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり定め、昭和52年4月1日から実施する。</p> <p>なお、地方公営企業法による金融機関の指定（昭和39年3月新潟県病院局告示第3号）の告示は廃止する。</p> <p>株式会社第四銀行 <u>株式会社北越銀行</u> 株式会社大光銀行 新井信用金庫 上越信用金庫 新潟県労働金庫</p>

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、令和3年1月13日から実施する。

令和3年1月8日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立加茂病院	内科、神経内科、緩和ケア内科、外科、 <u>心臓血管・呼吸器外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科	新潟県立加茂病院	内科、神経内科、緩和ケア内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科
(略)		(略)	

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、腹腔鏡用ラパロ鉗子の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年1月8日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
腹腔鏡用ラパロ鉗子 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年1月18日(月) 午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年1月8日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
会計名	店舗名	会計名	店舗名
電気事業会計	第四北越銀行県庁支店	電気事業会計	第四銀行県庁支店
工業用水道事業会計	第四北越銀行県庁支店	工業用水道事業会計	北越銀行新潟県庁支店 第四銀行県庁支店
工業用地造成事業会計	第四北越銀行県庁支店	工業用地造成事業会計	第四銀行県庁支店 北越銀行新潟県庁支店
共通管理勘定	第四北越銀行県庁支店	共通管理勘定	第四銀行県庁支店
		注 工業用水道事業会計にあつては北越銀行新潟県庁支店、工業用地造成事業会計にあつては第四銀行県庁支店が総括をする。	

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

企業局告示

◎新潟県企業局告示第1号

新潟県企業局の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の各事業会計別指定（昭和39年3月31日新潟県企業局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和3年1月1日から実施する。

令和3年1月8日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
新潟県企業局の業務に係る出納取扱金融機関の各事業会計別指定	新潟県企業局の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の各事業会計別指定
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条第1項ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定に基づき、新潟県企業局の業務に係る出納取扱金融機関を各事業会計別に次のように定め、昭和39年4月1日から実施する。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条第1項ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2の規定に基づき、新潟県企業局の業務に係る出納取扱金融機関及び <u>収納取扱金融機関</u> を各事業会計別に次のように定め、昭和39年4月1日から実施する。

事業会計 区分	金融機関		事業会計 区分	金融機関 区分	金融機関	
	名称	位置			名称	位置
新潟県電気事業会計	株式会社第四北越銀行	新潟市	新潟県電気事業会計	出納取扱金融機関	株式会社第四銀行	新潟市
株式会社第四北越銀行	新潟市	収納取扱金融機関		株式会社北越銀行	長岡市	
新潟県工業用水道事業会計	株式会社第四北越銀行	新潟市	新潟県工業用水道事業会計	総括出納取扱金融機関	株式会社北越銀行	長岡市
			出納取扱金融機関	株式会社第四銀行	新潟市	
新潟県工業用地造成事業会計	株式会社第四北越銀行	新潟市	新潟県工業用地造成事業会計	総括出納取扱金融機関	株式会社第四銀行	新潟市
			出納取扱金融機関	株式会社北越銀行	長岡市	